

仁木町まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定に当たり、広く町民や有識者の意見を反映させるため、仁木町まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地方人口ビジョン（平成26年12月27日付け閣副第979号内閣審議官通知）の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の策定に関する事項
- (3) その他、町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、座長及び委員をもって組織する。

- 2 座長は、町長をもって充て、委員は、産業関係者、学識経験者、金融機関関係者、報道機関関係者、その他町長の選任による者の中から町長が委嘱する。
- 3 会議にオブザーバーを置き、必要に応じて意見、助言等を求めることができる。
- 4 座長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は総合戦略策定までとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会議は、座長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 座長は、会議の議長となる。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(報償費)

第6条 委員の活動の実績に応じて報償費を支給する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、企画課未来創生係において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、その都度協議して定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成27年7月1日から適用する。